

社会保障審議会医療部会（第5回）資料

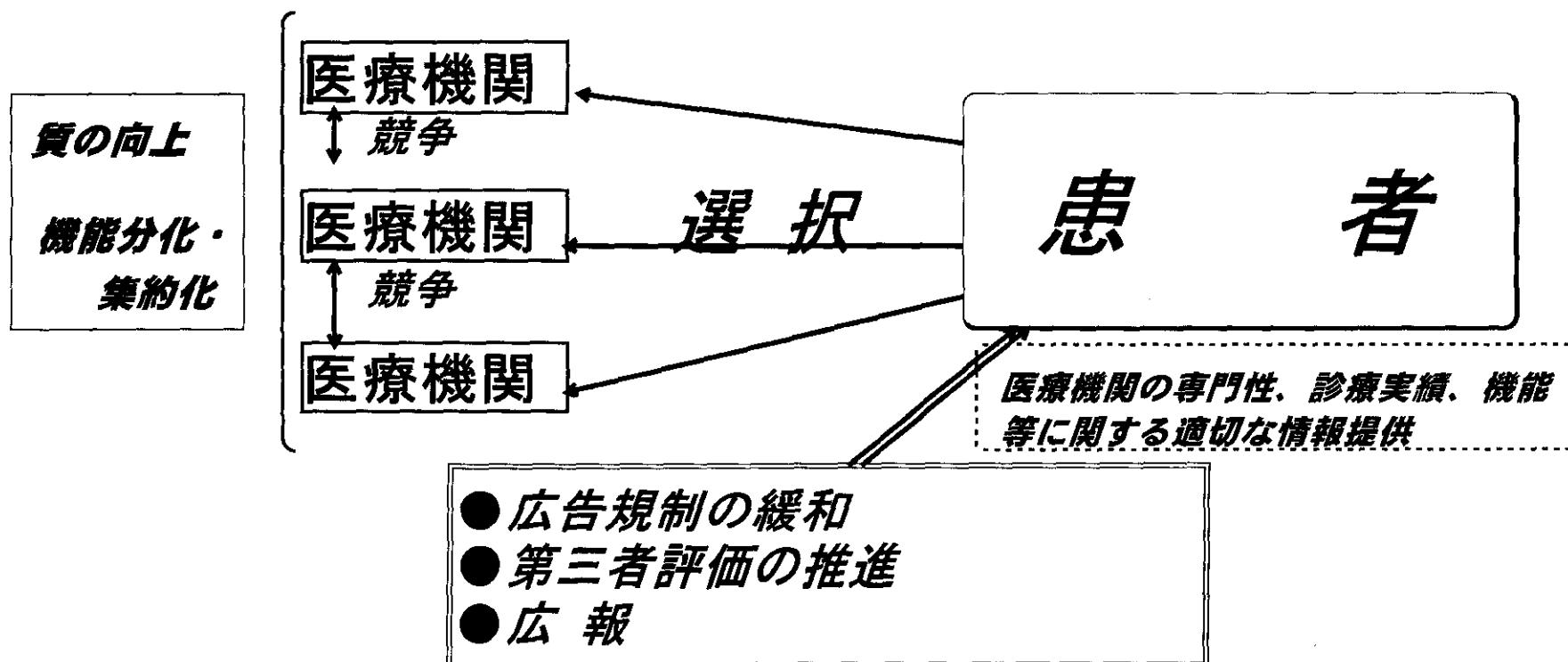
平成14年1月21日（月）

# **医療に関する情報提供について**

# I 医療に関する情報提供の考え方

- 患者の選択に資する情報提供の促進
- 患者による医療機関の選択による質の向上と機能分化・集約化の促進

◇ 患者への客観的な情報提供の促進による患者選択を通じて医療機関の競争を促進し、医療の重点化・効率化と質の向上を図る。



# 厚生労働省医療制度改革試案（抄）

## 2 1世紀の医療提供の姿

### II 今後の我が国の医療の目指すべき姿

#### 将来像のイメージ

##### （1）患者の視点の尊重と自己責任

（患者の選択を通じた医療の質の向上及び効率化）

- 患者は、医療に関する客観的な情報を活用して医療機関を選択していく。これにより、医療機関側は医療の質や患者サービスの向上により競うこととなり、この結果、医療の重点化・効率化と質の向上が進む。

##### （2）情報提供のための環境整備

（医療における標準化・情報化の進展）

- 医療における病名等の用語等の標準化と医療の情報化が進むことにより、医療機関ごとの診療実績等のデータ分析や、医療機関相互の比較を客観的に行う環境が整う。

（情報提供の在り方）

- 患者の選択を可能にするため、急性期医療を担う病院を中心として、医療機関の専門性、診療実績（手術件数等）等や機能について適切に情報提供がなされる。
- 医療機関の広告に関する規制の逐次見直しにより情報提供が進むとともに、患者に対して適切な保健医療の情報が提供されるための場が整備され、医療の情報開示のルールが定着する。

### III 当面進めるべき施策

#### 2 情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進

##### （医療機関に関する情報提供の推進）

- 医療における比較可能な客観的な情報を提供するためには、情報基盤の整備が必要であり、電子カルテシステムの導入等医療のIT化を積極的に推進する。
- 医師・歯科医師の専門性や病院の機能を含め、広告規制の更なる緩和を検討し、医療機関が広告可能な事項の拡充を図る。（平成13年度）
- 日本医療機能評価機構の評価の普及を図るこのため、国公立病院・国公立大学病院において率先して受審するとともに、臨床研修病院等について受審や受審結果の公表の義務付けを行う方向で検討する。

##### （患者に対する情報提供の推進）

- 患者に対する十分な説明と意思の尊重、患者の診療への参加等を目的としたカルテ等診療情報の開示の推進、EBMに基づく最新の標準的診療ガイドラインの情報提供等、患者に対する情報提供推進のための環境整備を進める。
- 各種情報のデータベース化・ネットワーク化を行い、国民が容易に医療に関する情報にアクセスできる環境を整える。

## II 広告規制の緩和

### 1 広告規制の緩和に対する各方面からの指摘

#### ◇医療審議会「医療提供体制の改革について（中間報告）」（平成11年7月1日）

- ・患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報は可能な限り、患者・国民に対し提供していくことが望ましい
- ・診療内容に関する事項など検証が困難なものについては、その広告の可否について慎重な検討を加えた上で、個別に広告しうる事項としていくことが望ましい。

#### ◇医療審議会「医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）」（平成12年2月21日）

- ・広告を含む情報提供の在り方について、基本的な検討が必要

#### ◇経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日）

- ・インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

#### ◇経済対策閣僚会議「改革先行プログラム」（平成13年10月26日）

- ・医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し（将来のネガティリスト化を視野に入れつつ、

ポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にし、ポジティブリストの積極的拡充を図る。)

◇**政府・与党社会保障改革協議会「医療制度改革大綱」(平成13年11月29日)**

- ・医療に係る広告規制の緩和を今年度中に実施するとともに、医療機関情報の提供の充実を図る。

◇**総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日)**

- ・現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに（ポジティブリストの積極的拡大）、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にするべきである。

## 2 今回の広告規制緩和に関する考え方

- (1) 患者保護の観点から現行のポジティブリスト方式を前提とする。
- (2) 患者の選択と医療機関の機能分化という観点から、客観的で検証可能な事項については、原則として規制緩和をする。
- (3) 今後の緩和の進め方については、年度内に措置すべき事項と中長期的に逐次実施していくべきものに分けて考える。
- (4) 情報提供の手段として、広告規制による方法によるべきか、広報、院内掲示など広告規制緩和以外の情報提供の手段によるべきかを踏まえて検討する。

### 3 広告規制緩和の対象となる情報の類型

○ 広告規制の緩和の対象となる情報については、おおむね次のような類型があり、具体的な緩和方針を考える際にはこうした観点に基づいた検討が必要。

#### ◇ 医療の内容に関する情報

- ・医師・医療機関の専門性
- ・治療方法、治療実績等

#### ◇ 医療機関の設備構造・人員配置に関する情報

- ・医療機関の人員配置状況等
- ・医療機関の関連設備

#### ◇ 医療機関の体制整備に関する情報

- ・医療の情報化の取組状況
- ・医療の質の確保のための院内管理体制
- ・医療安全のための院内管理体制

#### ◇ 医療機関に対する評価

- ・個別の医療機能評価の結果

#### ◇ 医療機関の運営に関する情報

- ・利用情報、経営情報等運営に関する情報

## 医療に関する情報提供

| 提供主体  | 医療機関自らが行うもの  |   |  | 第三者が行うもの   |   |
|-------|--|---|--|--|---|
|       | 広告   | 院内掲示  | 広報   | 公的情報   | 民間情報  |
| 特徴    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関が患者誘引の意図をもって行われるもの。</li> <li>○被情報提供者の側の意図にかかわらず情報が提供される。</li> <li>○提供される情報は、医療機関の側が積極的に提供したいと考える情報のみ。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療法に基づき、適切な医療情報の提供のため患者に知らせるべき最小限の事項について掲示を義務付けるもの。</li> <li>○患者に提供するべきと判断される情報については、省令により掲示を義務付けることが可能。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○パンフレット、ホームページ等の媒体を利用して、患者誘引の意図を持たず、広く医療機関の運営状況等について関係者等に周知を図るもの。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的機関が患者の医療機関選択等に資する情報で、一定の客観性を満たしたものを作成するもの。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的な関与の外で民間セクターが書籍、ホームページ等により提供するもの。</li> </ul>          |
| 現在の状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療法及び同法に基づく告示で認められた事項以外は広告禁止<br/>(例)<br/>・診療科名<br/>・診療日<br/>・診療録等を開示している旨<br/>・保険医療機関指定や公費医療機関指定を受けている旨<br/>・医師の略歴<br/>・日本医療機能評価機構の認定を受けている旨。<br/>等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療法上の義務<br/>・管理者の氏名<br/>・医師等の氏名<br/>・診療日・診療時間<br/>・建物内部の案内</li> <li>○療養担当規則上の義務<br/>・入院基本料に関する事項<br/>・施設基準の適合性<br/>・特別メニューの食事内容とその費用<br/>・特定療養費の内容と費用等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広告規制に抵触しない限り自由</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉・医療事業団のWAM-NET等により情報を提供</li> <li>○日本医療機能評価機構の認定を受けた医療機関名をホームページで公表</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広告規制に抵触しない限り自由</li> </ul>                               |
| 今後の課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の選択と医療機関の機能分化という観点から、客観的で検証可能な事項については、広告可能な事項を拡大すべきではないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○院内掲示義務を課して一律にすべての医療機関に情報開示を義務付けるべき事項として何があるか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広告の実態を備えるインターネット情報をについての規制の在り方を検討すべきではないか。</li> <li>○広告と広報の区別を明らかにすべきではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○WAM-NETにより提供する情報を拡大すべきではないか。そのため、診療実績、医師の専門性等に係る比較可能な情報を提供するための環境整備が必要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○表現の自由との関係で規制は困難だが、秩序ある医療情報提供のためのなんらかの手段はないか。</li> </ul> |